

学童保育を利用しない期間の届出について

学童保育室を利用しない期間の届出として、「休止届」・「中止届」があります。一月以上利用予定がない場合は、下記のとおり大網白里市子育て交流センターまたは学童保育室へ事前に届出を提出してください。事前の提出がなかった場合、利用しなかった月でも利用料が発生しますのでご注意ください。

記

1. 毎月、学童保育を利用する方
⇒手続は特に必要ありません。
2. 一時的に、学童保育を利用しない月がある方
⇒利用しない月の前月末までに「休止届」を提出。

※全額免除の条件

事前に「休止届」が出ており、実際に一日も利用しなかった月の利用料の全額免除を行います。
前月末までに届出がない場合は、利用しなかったとしても4,000円を請求します。

※「休止届」を提出した方は、次のいずれかの手続が必要です。

- ①休止期間終了時に利用を再開する場合
⇒再開する月の前月10日までに学童保育室に利用予定表を提出
- ②休止期間を延長する場合
⇒休止期間が終了する月の月末までに再度「休止届」を提出
- ③休止期間の途中で利用を再開する場合
⇒再開する月の前月10日までに学童保育室に「再開届」と利用予定表を提出

3. 今後、学童保育を利用しない方
⇒登録終了のために、終了月の前月末までに「中止届」を提出。

○「休止届」と「中止届」の違い

休止届は、利用をお休みする旨の届出です。お休みなので休止期間終了、又は、「再開届」を出していただくことで利用を再開することが可能です。

中止届は、利用を終了する旨の届出です。登録が無くなるので、利用する場合には、再度申込書を提出していただく必要があります。

【問合先】

大網白里市子育て交流センター
電話 0475-86-7552